

新潟県選挙管理委員会規程第14号

新潟県選挙管理委員会専決規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年11月20日

新潟県選挙管理委員会委員長 長津 光三郎

新潟県選挙管理委員会専決規程の一部を改正する規程

新潟県選挙管理委員会専決規程（昭和27年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（委員長の専決事項）</p> <p>第2条 委員長の専決できる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公職選挙法（<u>昭和25年法律第100号</u>。以下「公選法」という。）第58条、第74条及び第85条の規定による投票所、開票所及び選挙会場を監視する<u>職権</u>を有する者の選任に関すること。</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>(10) 政治資金規正法（<u>昭和23年法律第194号</u>。以下「規正法」という。）第31条の規定により提出された報告書等が不備又は<u>不十分なもの</u>について、説明を求め、又は訂正を命ずること。</p> <p>(11) 政党助成法（<u>平成6年法律第5号</u>。以下「助成法」という。）第37条の規定により、支部報告書又はこれに併せて提出された文書（以下「支部報告書等」という。）が不備又は不十分なものについて、説明を求め、又は訂正を命ずること。</p> <p>(12) 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（<u>昭和25年法律第179号</u>。以下「基準法」という。）<u>第4条第15項、第4条の2第3項</u>及び第5条第16項の規定により、投票所、<u>期日前投票所</u>及び開票所の借料を承認すること。</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) 土地改良法施行令（<u>昭和24年政令第295号</u>。以下「改良令」という。）<u>第5条第1項</u>の規定により、土地改良区の総代の選挙を管理すべき市<u>区町村</u>選挙管理委員会を指定すること。</p> <p>(15)～(18) (略)</p> <p style="text-align: center;">（書記長の専決事項）</p> <p>第3条 書記長の専決できる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げるものの交付等に関すること。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 公選法第131条第3項及び公職選挙法等執行規程（<u>平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号</u>。以下「執行規程」という。）第10条の規定による選挙事務所の標札</p> <p style="padding-left: 2em;">イ～エ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">オ 公選法第143条第17項及び執行規程第27条の規定による<u>公職</u>の候補者等及び後援団体の政治活動用立札及び看板の類の表示板</p> <p style="padding-left: 2em;">カ (略)</p>	<p>第2条 委員長の専決できる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公職選挙法（以下「公選法」という。）第58条、第74条及び第85条の規定による投票所、開票所及び選挙会場を監視する<u>権限</u>を有する者の選任に関すること。</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>(10) 政治資金規正法（以下「規正法」という。）第31条の規定により提出された報告書等が不備又は<u>不十分なもの</u>について、説明を求め、又は訂正を命ずること。</p> <p>(11) 政党助成法（以下「助成法」という。）第37条の規定により、支部報告書又はこれに併せて提出された文書（以下「支部報告書等」という。）が不備又は不十分なものについて、説明を求め、又は訂正を命ずること。</p> <p>(12) 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下「基準法」という。）<u>第4条第11項</u>及び第5条第16項の規定により、投票所及び開票所の借料を承認すること。</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) 土地改良法施行令（以下「改良令」という。）<u>第5条</u>の規定により、土地改良区の総代の選挙を管理すべき市町村選挙管理委員会を指定すること。</p> <p>(15)～(18) (略)</p> <p style="text-align: center;">（書記長の専決事項）</p> <p>第3条 書記長の専決できる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げるものの交付等に関すること。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 公選法第131条第3項及び公職選挙法等執行規程（以下「執行規程」という。）第10条の規定による選挙事務所の標札</p> <p style="padding-left: 2em;">イ～エ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">オ 公選法第143条第17項及び執行規程第27条の規定による<u>公選</u>の候補者等及び後援団体の政治活動用立札及び看板の類の表示板</p> <p style="padding-left: 2em;">カ (略)</p>

キ 公選法第164条の2第2項及び執行規程第48条の規定による個人演説会又は政党演説会の会場の立札及び看板の類の表示板

ク～ス (略)

(2) (略)

(3) 行政文書等の公開の決定等をすること。

(4) 個人情報取扱事務の登録等、個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定等をすること。

(5) (略)

(6) 市区町村の選挙管理委員会との連絡等に関する軽易な事項の処理に関すること。

(7) (略)

キ 公選法第164条の2第2項及び執行規程第48条の規定による個人演説会場の立札及び看板の類の表示板

ク～ス (略)

(2) (略)

(3) 公文書の公開の決定等をすること。

(4) 個人情報取扱事務の登録等、個人情報の開示及び訂正の決定等並びに個人情報の取扱いの是正の申出に対する処理に係る審査会への意見聴取をすること。

(5) (略)

(6) 市町村の選挙管理委員会との連絡等に関する軽易な事項の処理に関すること。

(7) (略)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。